

十農林第 954 号  
令和 6 年 10 月 9 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

十日町市長 関口 芳史

市町村名 (市町村コード)	十日町市 (152102)
地域名 (地域内農業集落名)	川治・六箇地域 (川治、北新田、城之古、高山、山本、関根、浅之平、笹之沢、落之水、池之平、孕石、長里、桙木、稻子平、中村、六箇山谷、麻畑、田麦、ニツ屋、船坂、塩ノ又)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 9 月 27 日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

#### «地域の概要»

##### ○川治地区

信濃川の右岸にあり、主要河川「川治川」沿いの扇状地からなる水田地帯と川治原台地に分類される。水田が大半を占め、そのほとんどが平坦地にあり、川治原台地には畠が広がっている。

また、城之古新開地区では、ほ場整備を機に将来の地域農業の中心となる経営体(担い手)を育成するため、経営体育成基盤整備事業(H30～R5)によるほ場整備が行われている。

##### ○八箇地区

信濃川の右岸にあり、主要河川「川治川」沿いの傾斜度の緩慢な平坦地と中山間地域の傾斜地に農地が分散している。特に、中山間地域は、ほ場整備事業をしていない地区が多く、農地集積が進んでいない。

##### ○六箇地区

信濃川の右岸にあり、急傾斜からなる山間地にある。主要河川「羽根川」沿いの傾斜度の緩慢な平坦地に20～30aに区画整理された農地があるほかは山間地に点在し、そのほとんどが水田である。

また、当地区では、県営中山間地域総合整備事業(H25～R5)により32haのほ場整備を実施し、生産条件の不利な中山間地域の安定的な営農及び農村振興を図っている。

#### «農作業の省力化»

将来的な農業労働力の減少に伴い離農が進む一方、これまで農地の受け皿となっていた認定農業者も高齢化し農地を引き受けきれない状況となりつつある。

#### «集積、集団化»

川治・六箇地域は、一部基盤整備が進んでいるほ場もあるが、中山間地域では進んでいない。営農継続や担い手の高齢化による離農等を防ぐためにも、早急なほ場整備事業等の推進が必要不可欠である。

#### «鳥獣被害»

山間部の農地については、有害鳥獣(イノシシ等)の被害が顕著であるため、その対策も喫緊の課題である。

#### «保全・管理等»

農業・農村は、多面的機能を有しており、その利益は多くの国民(市民)が享受している。しかしながら、集落機能の低下により、その多面的機能の発揮に支障が生じつつある。

また、地域の共同活動の困難化に伴い、農用地等の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念される。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

### «水稻»

魚沼産コシヒカリの高品質生産を主軸に、酒米や、飼料用米などの新規需要米の生産による水田のフル活用を図るとともに、コシヒカリを適期に収穫できるよう、早生、晚生品種を取り入れた作期分散に努める。

有機栽培や県認証栽培、GAPの認証制度などを活用し、消費者ニーズを踏まえた減農薬栽培など、環境保全型農業による高付加価値化を図る。

### «園芸»

米一辺倒の栽培ではなく、生産者と関係機関が連携した「かぼちゃ」や「ねぎ」などの1億円産地化に向けた取り組みを進める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	538 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	504 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。なお、保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

- ◆ 認定農業者や農業法人の従業員の後継者確保や農業機械・施設の整備及び、生産組合等の法人化を推進し、農業経営基盤の強化を図ることで農地集積を進めていく。  
個別経営体の育成についても農地の利用集積や組織との農地の利用調整など、地域における話し合いを進め、特に換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区との連携の中で担い手農業者が連坦的な条件下で効率的な生産を行えるよう農作業の合理化を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

- ◇ 耕作放棄地が発生しないよう、農用地及び耕作者の状況の確認を行い、中間管理機構を利用し集積を行う。
- ◆ 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地や、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地に加え、利用権の設定期間が満了する農地等についてもリスト化を行い、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

- ◇ 農作業の負担を軽減するとともに、限られた作付け期間の中で一人当たりの作業可能面積を拡大し、安全かつ高精度な農作業が可能となる作業環境の確保を目指す。
- ◆
  - ①用排水路の暗渠化  
水路の暗渠化(管路化)により、泥上げや草刈除草などの維持管理作業の省力化と転落リスクの軽減による安全性の確保を図る。
  - ②中山間地ほ場(小区画・不整形)の基盤整備  
ほ場の大区画化、農業水利の強化及び除草作業を考慮した基盤整備により農作業の安全性確保と省力化を進める。
  - ③補助事業の活用  
基盤整備の推進に当たっては、農地中間管理機構とも協議した上で、補助事業を最大限に活用する。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ◇ 地域おこし協力隊、移住者、定年退職を機に営農に取り組む農業者など多様な担い手の確保・育成に取り組み、農地の維持・集積を進めていく。
- ◆ 小規模な兼業農家や、いきがい農業を行う高齢農家、及び土地持ち非農家等も補助労働力の提供等により、地域営農に欠くことのできない戦力となっている。  
米価が低く将来の農業展望が描き難い状況ではあるが、地域全体としての発展に結びつくよう、兼業農家等にも、農業関連諸施策及び農業経営基盤の強化、農業構造の再編の意義について理解と協力を求めていく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

##### «無人ヘリ等防除»

無人ヘリによる防除は作業省力化による農家の労力軽減に加え、農薬のコスト低減や適期防除の徹底が図られ、品質の均一化にもつながっている。

民間事業者による無人ヘリ及びドローン防除作業については、自然環境及び周辺農地への影響に配慮した中で、今後も委託を継続していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

#### «①鳥獣被害防止対策»

有害鳥獣の餌となる放任果樹の除去や収穫後の野菜くずを放置しないなど、被害の未然防止に努める。

また、集落や農地と、野生動物が生息する森林との境を明確にすることで有害鳥獣を誘引しない環境づくりを行う。

#### «②有機・減農薬・減肥料»

##### ◆ 環境直払の活用

地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、「環境直払」の活用と推進を図る。

#### «③スマート農業»

##### ◆ スマート農業の推進

水路の暗渠化や農地の大区画化に併せ、作業の省力化、作業従事者の労力軽減に向けたスマート農業の積極的な推進を図る。(自動走行農機、農業用ドローン、自走式草刈り機の導入等)

##### ◆ 自動給水栓

水田稲作において、水稻の生育状況に合わせた適切な水管理は重要であるが、ほ場の巡回や給水栓等の操作に多大な労力を要している。自動給水栓の導入により、農家の見回りや水管理操作労力の削減を図る。

#### «⑦保全・管理等»

◇ 中山間直払や多面的交付金を活用した中で、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積を後押しする。

◆ 中山間地域等直接支払交付金を活用して、集落協定に基づく持続的な営農体制を整備するとともに、地域の条件に合わせて継続的に農地の保全管理が進められるよう農業施設等の生産基盤の整備を図る。

◆ 多面的機能支払交付金を積極的に活用し、農業者だけでなく、地域住民も含めた農地保全体制を確立していく。